

福祉サービス第三者評価における受審率等の数値目標の設定及び公表について

1. 経緯

H30.3に厚生労働省が第三者評価事業に関する指針を改正し、下記事項について努力義務とする規定が設けられた。

①受審率の数値目標の設定及び公表

都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。

②実施状況の評価等

都道府県推進組織は、受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

2. 本県における受審等の状況

- (1) 認証機関数 …………… 13 機関 (令和元年12月20日現在)
- (2) 事業種別ごとの受審状況

サービス区分	H28			H29			H30		
	施設数	受審数	受審率(%)	施設数	受審数	受審率(%)	施設数	受審数	受審率(%)
高齢施設 *1	555	11	2.0	577	10	1.7	587	6	1.0
高齢居宅 *2	6,003	11	0.2	*5 5,148	25	0.5	5,229	13	0.2
障害施設系 *3	1,220	12	1.0	1,390	19	1.4	1,437	20	1.4
障害居宅系 *4	4,117	1	0.0	4,278	0	0.0	4,343	0	0.0
障害児	1,002	2	0.2	1,181	3	0.3	1,307	1	0.1
保育所・こども園	942	21	2.2	964	29	3.0	979	22	2.2
救護施設	9	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2
計	13,848	58	0.4	13,547	88	0.6	13,891	64	0.5

- *1 高齢施設：特養、養護、軽費 *2 高齢居宅：高齢施設以外(地域密着型サービス除く)
- *3 障害施設系：生活介護、療養介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行、就労継続 *4 障害居宅系：障害施設系以外
- *5 居宅サービス事業中、小規模通所介護事業(959)が地域密着サービスへ移行したことにより、H28年度から大幅に減少

3. 数値目標設定にあたっての基本的な考え方

国の指針の改正も踏まえ、引き続き、第三者評価の受審促進のための取組みと併せ、受審件数等の新たな数値目標を設定し、公表する。

- (1) 事業所が年々増加傾向にあることから、受審率ではなく、受審件数を基本に数値目標を設定する。
- (2) 対象サービスは、受審が既に義務化されている地域密着型サービス、社会的養護施設(児童擁護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設)を除き、当面は、現行のサービス区分(2(2)の区分)とする。

(3) 本県では、第三者評価事業の普及・啓発とあわせ、評価調査者養成研修を継続して実施することにより調査者を増やし、評価機関の受託能力の拡大に努めてきたことから、今後も引き続き調査者を拡充していくことを前提に、令和2年度から3年間の受審件数の数値目標を設定する。(毎年度、推進委員会において数値目標の達成状況を評価、検証するとともに、これらを踏まえ、令和4年度中に次期3ヵ年の数値目標を設定する。)

サービス区分	H28～H30年度 実績の平均	R2年度	R3年度	R4年度	R2～4累計(参考%)
高齢施設	9	12	18	23	53 (9.0%)
高齢居宅	16	22	31	42	95 (1.8%)
障害施設系	17	24	33	45	102 (7.1%)
障害居宅系	1	1	2	3	6 (0.1%)
障害児	2	3	4	5	12 (0.9%)
保育所・こども園	24	33	47	63	143 (14.6%)
救護施設	1	1	2	3	6 (66.7%)
計	70	96	137	184	417 (3.0%)

4. 受審促進及び制度の普及に向けた具体的な取組 ※兵庫県が率先して取り組むとともに、市町に対しても積極的に働きかける。

- (1) 施設・事業種別ごとの集団指導における普及・啓発、指導監査等における助言
- (2) 受審証明書の発行
- (3) 受審社会福祉法人の法人指導監査実施周期の延長(3年→4年) [R2年度から適用]
- (4) 施設整備費の補助採択や事業者公募にあたって受審を評価